

都大路法律事務所NEWS

●第30号● 2003. 1
京都市中京区夷川通兩替町西入巴町81番地
TEL075-251-0707(代) FAX075-251-0506

MIYAKO OHJI Law Office News

謹賀新年

昨年は、大変きびしい社会状況の中にあって、島津製作所の田中耕一さんのノーベル賞受賞は本当にうれしいニュースでした。市民に希望自信を与えてくれました。

近況ですが、昨年九月に日弁連調査団としてドイツ、フランスを回り、弁護士報酬の敗訴者負担制度について調べて参りました。およそ十年ぶりの訪欧でしたが、パリやドイツの都市の街並みは以前と変わることろはなく、人々の表情も落ち着いたものでした。今年は羊年で私の干支でもありますので一層がんばりたいと思います。(安保嘉博)

今年十二月には、児童虐待防止についての大きな学術大会（日本子ども虐待防止研究会第九回京都学術大会）が京都で開催されます。司法は大きな改革の中になりますが、日頃の弁護士活動への研鑽に務めるとともに、ライフワークである子どもの権利擁護活動にも情熱を持ち続けたいと思います。(安保千秋)

新しい年が皆様にとりましてよい年であります
よろしくお願い致します。

弁護士 安保 嘉博
弁護士 安保 千秋

ドイツ、フランスの弁護士報酬と敗訴者負担制

安保 嘉博

① 弁護士報酬の敗訴者負担制の導入が検討されていますので、既にこの制度を採用しているドイツ、フランスの調査に日弁連で行ってきました。敗訴者負担制とは、裁判で判決が下りたとき、敗訴した側に、勝った側の弁護士報酬の負担を命じる制度です。これの逆を各自負担制といい、勝っても負けても自分の弁護士報酬は自分もちという制度です。日本やアメリカは昔から各自負担制です。敗訴者負担制は、裁判で勝った側の正義感をより満足させる利点がありますが、負けた側に自分と相手方の二重の弁護士報酬の負担がかかるので裁判所の敷居をより高くする難点があります。

② 国によって違う弁護士報酬

(1) ドイツ…ドイツ人はやはり細かくて曖昧さを嫌う国民性なのでしょう。弁護士報酬は法定。裁判でいくらかかるかきっちり決められています。交渉、和解、判決などの段階までいけばいくらと。弁護士が何回裁判所に行こうが、どれだけ調査や書面に時間をかけようが、判決で勝とうが負けようが報酬は定額。

事件の大きさに一定割合をかける算出方式は日本と同じですが、

①成功報酬の禁止…勝っても負けても弁護士報酬は同じ
②仕事の質に関係なし。熟練した弁護士も新米弁護士も同じ報酬額

③時間労力関係なし。

④敗訴者負担制をとっていますが、法律扶助が発達。国民の約半数は国費で弁護士報酬を払ってもらえる。

(2) フランス

①完全な自由報酬。相対交渉で決まる。弁護士会の報酬標準もない。極めて不透明、いくら請求されるか予測できない。

②敗訴者負担制を一応とっていますが、当事者の経済力の較差を勘案して決めるなどしているので、裁判で負けても行政側や使用者の弁護士報酬を市民や労働者が負担させられることはありません。

③ 弁護士報酬の敗訴者負担制の問題点

第1の問題は、ドイツのように報酬法定化でもしない限り裁判を始めるときに裁判にかかる費用の総額が予測できないことです

第2に社会的経済的弱者にとっては裁判費用が深刻な問題となります。

ドイツのような法律扶助は日本の国家予算が逼迫しているから無理です。

今まで成 功報酬制を活用して(報酬は勝った時の後払い。負けたときは報酬負担なし)、余力のない人でも大きな公害裁判、消費者裁判をしてきたのですが、敗訴者負担制ではそれが困難となります。



(パリ控訴院前にて)

市民に身近な弁護士とは？

安保 千秋

私は、昨年3月まで、京都弁護士会子どもの権利委員会委員長を5年間務めさせていただきましたが、昨年4月に、ヒラ委員に戻ることができ、忙しい弁護士会務から開放されると期待しておりました。ところが、昨年4月から広報委員会委員長を引き受けことになり、現在は、市民のニーズに応えることができる身近な弁護士会、弁護士をどのようにアピールするかに頭を痛めております。

市民に身近な存在を目指すには、どの弁護士に頼んだら良いのかわからないなど、弁護士へのアクセスの障壁を解消する

必要があります。それに答えるべく、昨年9月に弁護士会のホームページ(<http://www.kyotoben.or.jp/>)に「弁護士検索システム」を開設しました。京都弁護士会に所属する全弁護士360名の情報を検索できるシステムです。氏名・事務所名からの検索も可能ですが、交通事故、医療過誤、不動産取引等の取り扱い業務別にも検索することができます。他の弁護士会でもホームページ上に弁護士検索システムを開設しているところもありますが、当会は内容も見やすさもぐんをぬいていると自画自賛をしています。素人でもわかりやすいとの新聞への投書もあるなど好評です。ホームページの更新には力を入れており、当会の行事等のご案内をしておりますので、一度、アクセスをしてみてください。

また、まだまだ出版による需要も多いので、今年1月には、「こちら京都弁護士会です。2003年度版」(京都新聞出版センター￥1,500)を出版します。前半は、弁護士会の様々なサービスの紹介、典型的な事件の流れを物語調に解説など、後半は全弁護士の紹介となっています。初荷で、書店の店頭に並ぶ予定です。

弁護士会の広報に追われ、当事務所の広報はそっちのけになってしまでしたが、今年度は事務所ニュースの充実等取り組みたいと思いますので、ご期待ください。

The lawyer of Kyoto is searched.

TOP

京都弁護士検索

目的別検索 | 人名・事務所別検索

氏名	安保 千秋 (あほ ちあき)
事務所名	都大路法律事務所
住所	〒604-0863 京都市中京区烏川通西賀町通西入ル桂町81番地
TEL	075-251-0707
FAX	075-251-0506
E-Mail	
ホームページ	
受付時間	月～金 午前9時～午後5時
弁護士登録年度	1993 (平成5) 年